

---

プロジェクト	収益認識
項目	第 445 回企業会計基準委員会及び第 110 回收益認識専門委員会で聞かれた意見

---

## 本資料の目的

1. 本資料では、第 445 回企業会計基準委員会（2020 年 11 月 5 日開催）及び第 110 回收益認識専門委員会（2020 年 11 月 17 日開催）の審議で聞かれた主な意見をまとめている。

## 検針日基準に関する議論の整理について

### 第 110 回收益認識専門委員会で聞かれた主な意見

(他の代替的な取扱いとの整合性に関する意見)

2. 検針日基準と見積りとの乖離は、重要といえるほどのものではないのではないか。
3. 見積手法が合理的であると考えているにもかかわらず、見積り結果が合理的ではないという結論となることを理解することが難しい。
4. 電力業・ガス業固有の理由がない限り、実務の大変さといった理由では、他の業種の理解は得られないと思う。

(財務諸表の適正表示の観点)

5. 費用を発生ベースで計上し、収益を検針日基準で計上する計上基準の差異によって利益に対する影響が生じている面もあるのではないか。

(代替的な取扱いを認めるか否かについての選択肢に関する意見)

6. 諸外国との比較において月次検針が担保されていることが日本の特殊性と考えられる。代替的な取扱いを認めるためには、見積りとの乖離に重要性がないという説明でないと対応が難しいのではないか。
7. 収益認識基準は、多くの日本企業に影響を与える基準である。日本企業にとって特殊な実務がある場合には、コストとベネフィットを考慮し、不利益が生じないように代替的な取扱いを認めるべきである。
8. 日本の監査スケジュールは海外に比してタイトである。監査の質の担保の観点

からも、コストとベネフィットを考えた会計基準の運用を考える必要がある。

## アナリストへのヒアリング結果の報告について

### 第 445 回企業会計基準委員会で聞かれた主な意見

(代替的な取扱いを認めるか否かについての選択肢に関する意見)

9. アナリストの見解としては現時点では見積りを必ず要求するという立場ではないと理解した。会計基準設定主体としては、会計基準全体の整合性を考慮する必要があり、アナリストとは違う立場をとることもあり得るものと考え。
10. 現在 IASB が開発している料金規制の会計モデルを適用する可能性がある場合には、検針日基準から収益認識基準への移行と将来における料金規制会計への移行により 2 段階の対応（システム等のコスト）の負担が生じるのではないかと考える。
11. 現在の適用の困難性の検証に加えて、将来その困難性がどのように変化するかを考える必要がある。困難性が変化するのであれば、期限を定めて代替的取扱いとして検針日基準を認める考え方を支持する根拠となり得る。
12. 検針日基準の継続と収益認識基準に基づく見積りには、それぞれメリットとデメリットがあるご意見と理解した。作成者の負担とアナリストの求める水準とをコスト・ベネフィットの観点で考慮する必要があると考える。

## 海外の開示事例の報告について

### 第 445 回企業会計基準委員会で聞かれた主な意見

(代替的な取扱いを認めるか否かについての選択肢に関する意見)

13. 諸外国の事例を見ても、見積りができないわけではなく、監査も対応ができないわけではない。正確な会計処理によるベネフィットと作成者及び監査人のコストを比較し、時間軸による検討も含めた現実的対応の議論を行っていくものと考え。

### 第 110 回収益認識専門委員会で聞かれた主な意見

(代替的な取扱いを認めるか否かについての選択肢に関する意見)

14. 海外の事例を見ると、見積りの確からしさを事後的にチェックする何らかの監

査手続があると考えられる。

以 上